

## 品川区障害者福祉電話助成事業運営要綱

制定	昭和 53 年 6 月 7 日	区長決定	要綱第 号
改正	昭和 59 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 号
改正	昭和 60 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 号
改正	昭和 60 年 8 月 1 日	部長決定	要綱第 号
改正	平成 4 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 号
改正	平成 11 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 43 号
改正	平成 19 年 7 月 13 日	部長決定	要綱第 109 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定	要綱第 283 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定	要綱第 345 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	区長決定	要綱第 166 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱第 4 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱第 205 号

### (目 的)

第 1 条 この事業は、障害者および障害者の属する世帯に対し、電話料を助成することにより、当該障害者のコミュニケーションおよび緊急連絡の手段の確保をたすけ、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (助成対象世帯)

第 2 条 この事業の対象世帯は、次の各号の要件（以下「資格要件」という。）に該当する世帯で、助成が必要であると認められるものとする。

- (1) 品川区に住所を有するものであること。
- (2) 別表に定める障害のある者が属する世帯であること。
- (3) 低所得世帯（原則として住民税均等割課税以下の世帯）であること。
- (4) 自己名義電話を保有している世帯であること。
- (5) 携帯電話等など他の通信機器を持たない世帯であること。

2 前項に定めるもののほか、区長が助成を必要と認めた世帯とする。

### (申請および決定)

第 3 条 この事業による助成を受けようとする者は、障害者福祉電話助成申請書（第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、第 2 条の資格要件に該当するか否かを

調査し、助成の可否について決定する。

- 3 区長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、障害者福祉電話助成決定通知書（第2号様式）、または障害者福祉電話助成却下通知書（第3号様式）により通知する。

（助成の種類および限度）

第4条 この事業において区が助成する種類および限度は、次のとおりとする。

(1) 電話料の助成

ア 回線使用料、配線使用料

イ 通話料

ウ ユニバーサル・サービス料

(2) ミニファックス・フラッシュベルの付加機能使用料の助成

- 2 前項(1)アに定める回線使用料、配線使用料については、電話器本体に係るダイヤル式黒電話相当の回線使用料、配線使用料とし、自己名義に係る配線の買取り等があった場合は、買取り費用等は助成しないものとする。

- 3 第1項(1)イに定める通話料については月60通話に相当する額を限度とし、これを超過する分については助成を受けている世帯（以下「助成世帯」という。）の負担とする。ただし、区長が特に助成する必要があると認めたときは、この限りでない。

（電話の利用）

第5条 区長は、関係機関および地域住民の協力を得て、次のような障害者福祉電話の活用に努めるものとする。

(1) 電話による各種の相談および助言。

(2) その他必要と認められるサービス。

（助成の取消し）

第6条 区長は、助成世帯が次の各号に該当した場合は、助成を取り消すものとする。

(1) 資格要件を満たさなくなったとき。

(2) いつわりの申請によって助成を受けたとき。

(3) 助成世帯に属する障害者が、身体障害者福祉法等に基づく施設、その他の施設に入所したとき。

(4) その他区長が、助成する必要があるないと認めたとき。

- 2 区長は、前項による助成の取り消しを行う場合は、障害者福祉電話助成解除通知

書（第4号様式）により助成世帯に通知するものとする。

（届出の義務）

第7条 助成世帯が次の各号に該当する場合には、ただちに区長に届出をしなければならない。

- (1) 電話加入権が消滅したとき。
- (2) 施設に入所するとき、または区外に転居しようとするとき。
- (3) 助成を受ける必要がなくなったとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和53年6月7日より施行する。

ただし、昭和53年6月30日までの申請に限り、同年4月1日以降現に電話を保有することとなった月分から適用する。

2 「東京都品川区身体障害者福祉電話設置事業運営要綱」により既に貸与されている電話については、この要綱により貸与したものとみなす。

付 則

この要綱は昭和59年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は昭和60年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は昭和60年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成4年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成11年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成19年2月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日より適用する。

ただし、平成28年3月31日までに申請のあったもののうち、区長が助成を必要と認めた世帯で、既に電話が貸与されている世帯については、助成取消しが決定するまで助成対象とする。

付 則

この要綱は平成30年9月1日より適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

別 表

障害者福祉電話助成の対象となる障害の範囲

1. 身体障害者手帳または愛の手帳を所持している18歳以上の者で、下記のいずれかに該当するもの。
  - (1) 視覚障害の程度が2級以上の者。
  - (2) 聴覚障害の程度が2級の者。
  - (3) 下肢または体幹障害の程度が3級以上の者。
  - (4) 内部機能障害の程度が3級以上の者。
  - (5) 知的障害の程度が3度以上の者。
  - (6) 上記に定めるほかに、この事業の目的を達するために特に区長が助成を必要と認める程度の障害を有するもの。
2. 精神障害者等で区長が助成を必要と認める程度の障害を有する者。

## 障害者福祉電話助成申請書

品川区長 へ

申請者 住所

氏名

印

下記の状況ですので、障害者福祉電話助成を受けたく申請します。

### 記

#### 1 同居家族状況

氏名	生年月日	申請者との続柄	住民税課税状況	障害の程度	備考
		本人			

#### 2 緊急時の連絡先

氏名	生年月日	申請者との続柄	住所	電話番号

#### 3 所有する電話

電話番号	電話の名義人氏名

受理年月日	年 月 日	受理番号	第 号
-------	-------	------	-----

※課税状況の確認について

- 1 公簿等により調査してください。
- 2 課税証明書を提出します。

氏名

印

第2号様式

第 号  
年 月 日

(申請者)

様

品川区長

印

## 福祉電話助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった障害者福祉電話助成については、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1. 電話番号
2. 利用開始年月 年 月分から
3. 助成範囲
  - (1) 回線・機器使用料（基本料・住宅用）
  - (2) 通話料 540 円まで
  - (3) ユニバーサルサービス料
  - (4) 上記にかかる消費税
4. その他

第3号様式

番 号  
年 月 日

(申請者)

様

品川区長



### 障害者福祉電話助成却下通知書

年 月 日付で申請のあった障害者福祉電話助成については、下記の理由により申請を却下します。

記

理 由

第4号様式

番  
年 月 日

(助成世帯)

様

品川区長 印

### 障害者福祉電話助成解除通知書

貴方の障害者福祉電話助成につきましては、下記のとおり解除することになりましたのでご承知ください。

記

〔解除の理由〕

〔解除年月〕